

令和3年第1回

田辺周辺広域市町村圏組合

議会定例会会議録

令和3年2月24日

令和3年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会会議録

- 1 招 集 令和3年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会が
田辺市民総合センター4階交流ホールに於いて招集された。
- 1 開 会 令和3年2月24日(水)午前10時30分
- 1 閉 会 令和3年2月24日(水)午前11時03分
- 1 議員定数 15名
- 1 出席議員 14名 その氏名は次のとおりである。
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 安達 克典 | 2番 | 陸平 輝昭 |
| 3番 | 久保 浩二 | 4番 | 北田 健治 |
| 5番 | 尾花 功 | 6番 | 二葉 昌彦 |
| 7番 | 小川 浩樹 | 8番 | 原田 覚 |
| 9番 | 天野 仁 | 10番 | 西尾 智朗 |
| 11番 | 掘 匠 | 13番 | 田上 明人 |
| 14番 | 岡本 克敏 | 15番 | 浦 愛一郎 |
- 1 欠席議員 1名
- 1 当局出席者
- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 管理者 | 真砂 充敏 | 副管理者 | 小谷 芳正 |
| 副管理者 | 岩田 勉 | 理 事 | 井潤 誠 |
| 理 事(代) | 芝 健治 | 会計管理者 | 樫畑 淳子 |
| 監査委員 | 川端 清司 | | |
- 1 職務のため議場に出席した者の職氏名
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 榎本 律夫 | 事務局次長 | 田上 文啓 |
|------|-------|-------|-------|

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 1 定議案第1号
田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について
- 日程第4 1 定議案第2号
田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について
- 日程第5 1 定議案第3号
田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 1 定議案第4号
令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 1 定議案第5号
令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算
- 日程第8 1 定議案第6号
令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 日程第9 1 定議案第7号
令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算

(開会時間 午前10時30分)

議 長（安達克典君）

： それでは、地方自治法による定足数に達しておりますので、ただいまから、本日招集の令和3年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 議長、番外。管理者 真砂。本日、令和3年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また平素は、当組合の運営につきまして多大な御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて本日の組合議会をお願いいたしますのは、条例に関するものが3件、予算に関するものが「ふるさと市町村圏事業特別会計の補正予算」と「令和3年度の一般会計及び二つの特別会計の当初予算」の4件の併せて計7件でございます。どうかよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

議 長（安達克典君）

： それでは、お手元に配布の日程により、本日の会議を開きます。

12番 大石哲雄議員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

議 長（安達克典君）

： まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。田辺周辺広域市町村圏組合会議規則第87条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、

11番 堀 匠君、13番 田上 明人君、以上の2人の諸君を、また会議録署名の予備議員として、14番 岡本 克敏君を指名いたします。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第3 1定議案第1号 「田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長（田上文啓君）

： 議長、番外。事務局次長 田上。議案書の1ページをお願いします。

1定議案第1号 田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。

現在、当組合の事務局長は特別職非常勤職員として任用しているわけですが、総務省の定義で

は、この特別職非常勤職員については、非専務的に公務に参画する労働者性の低い職であり、助言や調査、診断等を行う職に限定されているところであります。

しかしながら、当組合の事務局長が毎日勤務している現状の勤務実態から、この労働者性の低い職という任用要件には沿わないため、事務局長は特別職非常勤職員ではなく、任期付職員へ是正する必要が生じました。

したがいまして、本件につきましては、事務局長を特別職非常勤職員として任用していることにつきまして、今後はこの後の第3号として上程させていただいている任期付職員として任用するため、本条例を廃止するものであります。

以上で、1定議案第1号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第1号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第4 1定議案第2号 「田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長（田上文啓君）

： 議長、番外。事務局次長 田上。議案書の3ページをお願いします。

1定議案第2号 田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。

本件につきましては、先の議案第1号に関連して、事務局長を任期付職員として任用するにあたり、事務局長の報酬及び費用弁償については、この後の議案第3号の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例において整備することで本条例が不要となるため、廃止するものであります。

以上で、1定議案第2号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第2号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第2号「田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第5 1定議案第3号「田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長（田上文啓君）

： 議長、番外。事務局次長 田上。議案書の5ページをお願いします。

1定議案第3号 田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。

本件につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、高度な専門知識やすぐれた識見を有する者の採用や、業務量の増加が見込まれる期間に限った採用などにより、公務の能率的運営を確保するため、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるもので、具体的には本条例で事務局長が対象となるものでございます。

以上で、1定議案第3号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第3号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第3号「田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第6 1定議案第4号 「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局長 榎本 律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。議案書の10ページをお願いします。

1定議案第4号 令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,977万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

具体的に、今回の補正予算の概要を申し上げますと、ふるさと市町村圏事業の各助成金等の中で、今年度中止となった事業の助成金等の減額と併せて、その減額による余剰分を基金に積み立てるものであります。

12ページをお願いします。

各款項ごとの補正額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正として掲載しており、歳入につきましては、まず、2款 繰入金 1項 基金繰入金について、補正前の額が250万円、補正額がマイナス250万円のため、計0円となります。

次に、3款 繰越金 1項 繰越金について、補正前の額が105万4千円、補正額が76万円のため、計181万4千円となります。

したがって、歳入合計は補正前の額2,151万5千円から、補正額174万円を減額しますので計1,977万5千円となります。

そして、歳出につきましては、1款 総務費 1項 総務管理費について、補正前の額が2,129万円、補正額がマイナス174万円のため、計1,955万円となります。

したがって、歳出合計は補正前の額2,151万5千円から、補正額174万円を減額しますので計1,977万5千円となります。

続きまして、13ページをお願いします。

まず、歳入であります。1目 ふるさと市町村圏基金繰入金 1節 ふるさと市町村圏基金繰入金につきましては、事業費の減額に伴い、250万円を減額するものでございます。

次に、1目 繰越金 1節 前年度繰越金につきましては、ただいま御説明しましたふるさと市町村圏基金繰入金の減額に伴い、財源として76万円を増額するものでございます。

以上が歳入でありまして、続いて歳出を御説明いたします。

次の14ページでございます。

1目 ふるさと市町村圏事業費における 8節 旅費のマイナス50万円、11節 役務費のマイナス3万円、12節 委託料のマイナス100万円、13節 使用料及び賃借料のマイナス4万円、18節 負担金補助及び交付金のマイナス1,017万円のこれらは、いずれもコロナ禍により今年度事業が中止となり減額するものでございます。

そして次の24節 積立金における1,000万円につきましては、ただいま御説明しました事業中止により減額となった余剰分をふるさと市町村圏基金として新たに積み立てるものでございます。

以上で、1定議案第4号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第4号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第4号「令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第7 1定議案第5号 「令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長（田上文啓君）

： 議長、番外。事務局次長 田上。議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。15ページをお願いします。

1定議案第5号 令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,728万8千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に

よる。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、17ページから19ページに款、項ごとに計上していますが、20ページからの目、節で主なものを御説明いたします。

20ページをお願いします。歳入でございます。

総務管理費負担金 一般経費負担金 1,906万4千円。保健衛生費負担金 病院群輪番制病院運営費負担金 1,586万7千円。文化施設費負担金 紀南文化会館運営費負担金 20万円。これらにつきましては、それぞれ関係市町から御負担いただく金額でございます。別添資料の1に、令和3年度の関係市町負担金内訳表を載せさせていただいておりますので御参照ください。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。22ページをお願いします。

議会費113万9千円につきましては、議員報酬のほか議会運営に要する経費を計上しています。

22ページから24ページにかけての一般管理費につきましては、1,959万9千円で、給料・職員手当・共済費等の人件費と組合運営に関する旅費・消耗品費・通信費等の経常経費が主なものとなっております。

24ページをお願いします。

企画費につきましては、45万8千円で、組合事業に関する委託料及び旅費等を計上しております。

続いて、24ページから25ページ上段にかけての輪番制病院運営費1,586万7千円につきましては、賠償責任保険料、救急医療活動傷害保険料のほか、輪番4病院に対する補助金を計上しております。

25ページ中段の利子につきましては、一時借入金の利子でございます。

同じく25ページ下段から26ページにかけての予備費につきましては、20万円を計上しております。

そして、27ページから31ページにかけては給与費明細書を掲載させていただいています。

恐れ入りますが、説明は割愛させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

以上で、令和3年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第5号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第5号「令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議 長（安達克典君）

： 続いて、日程第8 1定議案第6号「令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長（田上文啓君）

： 議長、番外。事務局次長 田上。議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。32 ページをお願いします。

1定議案第6号 令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,151万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、34ページから36ページに款、項ごとに計上していますが、37ページからの目、節で主なものを御説明いたします。

37ページをお願いします。歳入でございます。

利子及び配当金の1,765万4千円は、ふるさと市町村圏基金の積立金利子で国債等による運用益でございます。

次に、繰越金386万1千円につきましては、前年度繰越金でございます。

続いて、歳出の説明に入らせていただきます。39ページをお願いします。

基本的に昨年度の当初予算と同じ事業を予定しており、ふるさと市町村圏事業費2,129万円につきましては、別添資料の2に令和3年度ふるさと市町村圏事業計画事業別一覧表を載せさせていただいておりますので御参照ください。

40ページの利子につきましては、一時借入金の利子でございます。

次に、同じく40ページ下段の予備費につきましては、20万円を計上しております。

以上で、令和3年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第6号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (安達克典君)

: 異議なしと認めます。よって1定議案第6号「令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議 長 (安達克典君)

: 続いて、日程第9 1定議案第7号 「令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算」を上程いたします。当局の説明を求めます。事務局次長 田上 文啓君。

事務局次長 (田上文啓君)

: 議長、番外。事務局次長 田上。議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。41 ページをお願いします。

1定議案第7号 令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,694万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、43ページから45ページに款、項ごとに計上していますが、46ページからの目、節で主なものを御説明いたします。

46ページをお願いします。歳入でございます。

診療報酬収入の予算額は1,355万2千円と、前年度当初予算額4,548万円に対し約70パーセントの減少を見込んでいます。このうち内科及び小児科の医科分として1,152万4千円、歯科分として202万8千円を計上いたしております。

次に、休日急患診療所運営事業費負担金4,792万1千円につきましては、診療所運営負担金として各市町から御負担いただくものです。このうち、診療所所在地である田辺市への普通交付税算入分600万円を除く4,192万1千円につきましては、人口割45パーセント、均等割5パーセント、利用割50パーセントの割合で御負担いただくようになっております。なお、別添資料の3に、令和3年度の関係市町負担金内訳表を載せさせていただいておりますので御参照ください。

47ページの利子及び配当金につきましては、休日急患診療所医療機器整備基金積立金の利子でございます。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。49ページをお願いします。

49ページから50ページにかけての診療所費につきましては、6,672万円で、主なものは、会計年度任用職員報酬のほか、医薬材料費、診療所に出務いただく医師、歯科医師及び薬剤師の先生方にお支払いする診療委託料、田辺・西牟婁・日高みなべ地区それぞれの医師会、歯科医師会、薬剤師会、紀南病院及び南和歌山医療センターに対する協力金として休日急患診療所調査事業費補助金を計上いたしております。

次に、50ページから51ページ上段にかけての利子につきましては、一時借入金の利子でございます。

同じく51ページの予備費につきましては、20万円を計上しております。

そして、52ページから53ページにかけては給与費明細書を掲載させていただいております。

恐れ入りますが、説明は割愛させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。
以上で、令和3年度田辺広域休日急患診療所特別会計予算の説明を終わらせていただきます。
御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（安達克典君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。
これより議案第7号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第7号「令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議 長（安達克典君）

： 以上をもちまして、本定例会に付された議案等は全て議了いたしました。他に発言、その他ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 特に無いようですので、本定例会はこれをもって閉会することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（安達克典君）

： 異議がありませんので、これをもちまして令和3年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

（閉会時間 午前11時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長 安 達 克 典

議会議員 堀 匠

議会議員 田 上 明 人